

熊本市応急手当普及啓発活動実施要綱

制定	平成26年	1月17日	消防局長決裁
改正	平成30年	8月27日	救急課長決裁
改正	平成31年	3月18日	救急課長決裁
改正	令和4年	3月23日	救急課長決裁
改正	令和7年	3月14日	救急課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、住民に対する応急手当の普及啓発活動について、救急講習の実施方法、指導員の認定要件等の必要な事項を定め、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図ることを目的とする。

(普及啓発活動の計画的な推進)

第2条 消防局長（以下「局長」という。）は、管内人口や救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、指導員の養成、普及啓発用資機材の配備等を行うとともに、応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 消防署長（以下「署長」という。）は、救急講習の開催、指導員の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、学校等の多数の者が出入りする施設（以下「大規模施設」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として大規模施設の関係者又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する応急手当普及員（以下「普及員」という。）の養成に努めるものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 応急手当の普及項目は、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(救急講習の種類)

第4条 救急講習の種類は、救命講習及びその他の講習とし、指導員又は普及員（以下「指導員等」という。）が指導するものとする。

2 救命講習は、別表第1に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については、別表第2、別表第2の2、別表第2の3及び別表第3のとおりとする。ただし、講習内容について特別の要望があった場合はこの限りではない。

3 前項の講習時間については、e-ラーニングを活用した事前学習又は訓練資機材の充実等により効果的な講習を実施した場合には、短縮することができる。

4 その他の講習は、別表第1の2に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については、講習要請者と協議し決するものとする。

5 救命入門コースのカリキュラム、講習時間等については、別表第4及び別表第4の2のとおりとする。ただし、講習内容について特別の要望があった場合はこの限りではない。

6 前2項の場合において、インターネット環境を利用したりリモート救急講習を可能とする。

(修了証等の交付等)

第5条 局長は、指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第3号に定める修了証を交付するものとする。

2 局長は、普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の3に定める修了証を交付することができるものとする。

3 局長は、修了証を交付した者の氏名及び交付年月日等を講習修了証名簿（様式第5号）に記録するものとする。なお、局長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

4 局長は、指導員等が指導する救命入門コースに参加した者に対し、様式第4号に定める参加証を交付するこ

とができる。

(指導員の認定)

第6条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、局長が認定するものとする。

(1) 次のア又はイに該当する者で、別表第5に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、アに該当する者で指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士、救急標準課程修了者又はこれに準じる課程を修了した者

イ 消防機関在職中にアの要件を満たしていた者

(2) 前号以外の消防職員又は消防職員であった者で、別表第6に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める者
(指導員等の養成講習)

第7条 指導員等の養成講習の講師は、努めて医師、看護師、救急救命士又は指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有する者を充てるものとする。

(指導員認定証の交付)

第8条 局長は、指導員として認定したときは、応急手当指導員名簿(様式第6号)に登録したのち、応急手当指導員認定証(様式第7号)を交付するものとする。なお、局長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(指導員の資格の有効期限)

第9条 指導員の認定(第6条第3号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年(資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年)で失効するものとする。ただし、失効前に別表第7に定める応急手当指導員再講習を受講した者については、さらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(普及員の認定)

第10条 普及員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、局長が認定するものとする。

(1) 別表第8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で、別表第9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職し普及啓発の業務に従事していたと認める者については、応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急標準課程修了者又はこれに準じる課程を修了した者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める者

2 現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、受講者が所持する教員免許の種類及びこれまでに受講経験のある救命講習の種類に応じて、別表第10のとおり講習時間を短縮することができる。

(普及員認定証の交付)

第11条 局長は、普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿(様式第9号)に登録したのち、応急手当普及員認定証(様式第10号)を交付するものとする。なお、局長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(普及員の資格の有効期限)

第12条 普及員の認定(第10条第3号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第11に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、さらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(他の地域で指導員等の資格を取得した者の取扱いについて)

第13条 他の地域で指導員等の資格を取得した者の取扱いについては、認定を受けた講習が、消防庁の応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づく講習であれば、認定したものとみなす。

(認定の取消し)

第14条 局長は、指導員等が、指導員等として公序良俗に反する行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(指導員等の責務)

第15条 指導員等は、救急講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法について、常に研鑽に努めるものとする。

2 局長は、指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分に対応できるよう、適宜再教育を行うものとする。

3 署長は、普及員が応急手当の講習を行う場合に、講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

(普及啓発用資機材の整備)

第16条 局長は、普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、簡易訓練用資機材、指導用ビデオ等の普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

2 普及啓発用資機材の借用を希望する事業所、団体等は、普及啓発用資機材借用申請書(様式第11号)を管轄する署長に申請するものとする。ただし、借用の目的は普及員、教職員(講習指導担当者)及び医療関係従事者(医師、看護師、救急救命士)の行う救急講習又はリモート救急講習への使用に限る。

(感染防止の配慮)

第17条 指導員等は、応急手当を行う場合の感染防止に係る留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、使用する資機材の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第18条 局長及び署長は、応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力を努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年 1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表第1 救命講習

講習の種別		主な普及項目
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当て、搬送法

別表第1の2 その他の講習

講習の種別		主な普及項目
救命入門コース	90分	心肺蘇生法（人工呼吸を含む）
	45分	心肺蘇生法
その他の講習		上記以外の短時間の講習（救急蘇生法の指針に記載されたファーストエイドの項目）等

備考	1 カリキュラム、講習時間等については、講習要請者と協議し決する。 2 インターネット環境を利用したリモート救急講習を可能とする。
----	--

別表第2 普通救命講習I

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
	AEDの使用方法	AEDの使用方法（ビデオ等）		
		指導者による使用方法の呈示		
		AEDの実技要領		
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間			180	

備 考	<p>1 2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	---

別表第2の2 普通救命講習II

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
		胸骨圧迫要領	
		気道確保要領	
		口対口人工呼吸法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法	直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価		
合計時間		240	

備考	<p>1 普通救命講習IIは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 普通救命講習IIで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>4 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>
----	---

別表第2の3 普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目	細 目	時間（分）	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
		胸骨圧迫要領	
		気道確保要領	
		口対口（口鼻）人工呼吸法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
	AEDの実技要領		
異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法		
合計時間		180	

備 考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。 3 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	---

別表第3 上級救命講習

1 到達目標	1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目	細目	時間(分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当 （成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
		胸骨圧迫要領	
		気道確保要領	
		口対口人工呼吸法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
		AEDの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法	直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認 （筆記試験）	知識の確認	60	
心肺蘇生法に関する実技の評価 （実技試験）	シナリオを使用した実技の評価		
その他の応急手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120
		保温法	
		体位管理	
	外傷の手当要領	包帯法	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		その他の手当て	
搬送法	搬送の方法		

		担架搬送法	
		応急担架作成法	
合計時間			480

備 考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	--

別表第4 救命入門コース

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対し受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間 (分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	90	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 (実技及び呈示)		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
				気道確保要領(呈示又は体験)
				口対口人工呼吸要領(呈示又は体験)
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
	AEDの使用方法	AEDの使用方法(口頭又はビデオ等)		
	AEDの実技要領			

備 考	普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	--------------------

別表第4の2 救命入門コース(45分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間 (分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	45	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生(実技)		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
	AEDの使用方法	AEDの使用方法		
		AEDの実技要領		

別表第5 応急手当指導員講習Ⅰ

項 目		時 間 (分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第6 応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時 間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

(注)

- ・「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第7 応急手当指導員再講習

項目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備考	<p>本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。</p> <p>本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。</p>
----	---

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第8 応急手当普及員講習Ⅰ

項目	時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240
	その他の応急手当の基礎実技	180
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	360
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120
効果測定・指導内容に関する質疑への対応	120	
合計時間	1,440	

(注)

- ・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第9 応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時 間 (分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む)	180
合計時間		240

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表第10 現に教員職にある者に対する養成講習の時間数

	基礎時間数	養護教諭+ 上級受講済み	養護教諭+ 普通受講済み	養護教諭以外の教諭+ 上級受講済み	養護教諭以外の教諭+ 普通受講済み
基礎知識(講義)	120	120	120	120	120
救命に必要な応急手当の基礎実技	240	0	60	0	60
その他の応急手当の基礎実技	180	0	180	0	180
基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	60	60	180	180
救命に必要な応急手当の指導要領	360	180	180	180	180
各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	120	120	120	120
効果測定・指導内容に関する質疑への対応	120	120	120	120	120
合計時間(分)	1440	600	840	720	960

別表第 1 1 応急手当普及員再講習

項 目	時 間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 8 0
合計時間	1 8 0

備 考	<p>本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。</p> <p>本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。</p>
-----	---

(注)

- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

第 号
<h2>普通救命講習修了証</h2>
氏名
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。
年 月 日
熊本市消防局長 印

<h3>熊本市消防局</h3>
<h2>普通救命講習修了証</h2>
再講習受講の記録
救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的 に講習を受けてください。

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

第 号
普通救命講習修了証
氏名
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。
年 月 日
熊本市消防局長 印

熊本市消防局
普通救命講習修了証
再講習受講の記録
救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的 に講習を受けてください。

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

第 号
普通救命講習修了証
氏名
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。
年 月 日
熊本市消防局長 印

熊本市消防局
普通救命講習修了証
再講習受講の記録
救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的 に講習を受けてください。

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

第 号
<h2>普通救命講習修了証</h2>
氏名
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。
年 月 日
熊本市消防局長 印
応急手当普及員
○○ ○○ ○○ ○○
○○ ○○ ○○ ○○

<h2>普通救命講習修了証</h2>			
熊本市消防局			
再講習受講の記録			
(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
. . 受講	印	. . 受講	印

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

第 号
普通救命講習修了証
氏名
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。
年 月 日
熊本市消防局長 印
応急手当普及員
○○ ○○ ○○ ○○
○○ ○○ ○○ ○○

普通救命講習修了証			
熊本市消防局			
再講習受講の記録			
(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的 に講習を受けてください。)			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

第 号
普通救命講習修了証
氏名
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。
年 月 日
熊本市消防局長 印
応急手当普及員
○○ ○○ ○○ ○○
○○ ○○ ○○ ○○

普通救命講習修了証			
熊本市消防局			
再講習受講の記録			
(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的 に講習を受けてください。)			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

第 号

上級救命講習修了証

氏 名

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。

年 月 日

熊本市消防局長 印

熊本市消防局

上級救命講習修了証

再講習受講の記録

救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。

備考 この修了証の大きさは、縦54mm×横86mmとする。

救命入門コース参加証

氏名

救命入門コースに参加したことを証明します。
次は、普通救命講習にチャレンジしましょう。

年 月 日

熊本市消防局

※自由記載

熊本市消防局では、普通・上級救命講習を開催しています

<input type="text" value="熊本市 応急手当"/>	<input type="button" value="検索"/>	<input type="text" value="二次元コード"/>
---------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

お問い合わせ・受講申し込み

○ ○ ○ ○ ○ ○

TEL ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

(受付：平日○時～○時)

備考 この修了証の大きさは、縦55mm×横91mmとする。

様式第7号 応急手当指導員認定証の様式
(消防職員用)

応急手当指導員認定証		第 号
氏名		
	年 月 日生	
	上記の者を応急手当指導員として認定します。	
	年 月 日	
	熊本市消防局長 印	
本証は、熊本市消防局を退職する日から、3年間有効です。		

応急手当指導員認定証	
熊 本 市 消 防 局	

備考 認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第8号 応急手当指導員認定証の様式
(消防職員以外の者用)

<h2>応急手当指導員認定証</h2>	第 号
氏名	
上記の者を応急手当指導員として認定します。	
年 月 日	
熊本市消防局長 印	
本証は、熊本市消防局を退職する日から、3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。	

<h2>応急手当指導員認定証</h2>			
熊 本 市 消 防 局			
再講習受講の記録			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

備考 認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

様式第10号 応急手当普及員認定証の様式
(消防職員以外の者用)

<h2>応急手当普及員認定証</h2>	第 号
氏名	
上記の者を応急手当普及員として認定します。	
年 月 日	
熊本市消防局長 印	
本証は、発効日から3年間有効です。	
ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。	

<h2>応急手当普及員認定証</h2>			
熊 本 市 消 防 局			
再講習受講の記録			
・	・	受講	印
・	・	受講	印

備考 認定証の大きさは縦54mm×横86mmとする。

普及啓発用資機材借用申請書

年 月 日	
消防署長 様	
申請者	住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____
団 体 名	
実 施 責 任 者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ
使 用 目 的	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実 施 場 所	
受 講 者	名
借 用 資 機 材	<input type="checkbox"/> 蘇生訓練用人形 (成人 体 ・小児 体 ・乳児 体) <input type="checkbox"/> 簡易訓練用資機材 器 <input type="checkbox"/> その他 ()
借 用 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
借 用 責 任 者	氏 名 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
※ 来 署 され た 方	電 話
注 意 事 項	1 借用の際は、資機材の取扱説明を十分受けてください。 2 借用資機材の使用に際しては、破損等に十分注意して下さい。 なお、破損・亡失した場合には、その旨を申告して下さい。状況により修復して頂く場合もあります。 3 借用の目的外に資機材を使用しないで下さい。

- (注) 1 該当する□に、レ点を付けて下さい。
 2 申請者は、法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記載して下さい。
 3 ※印の欄は記入しないで下さい。

※ 受 付 欄	
------------------	--